

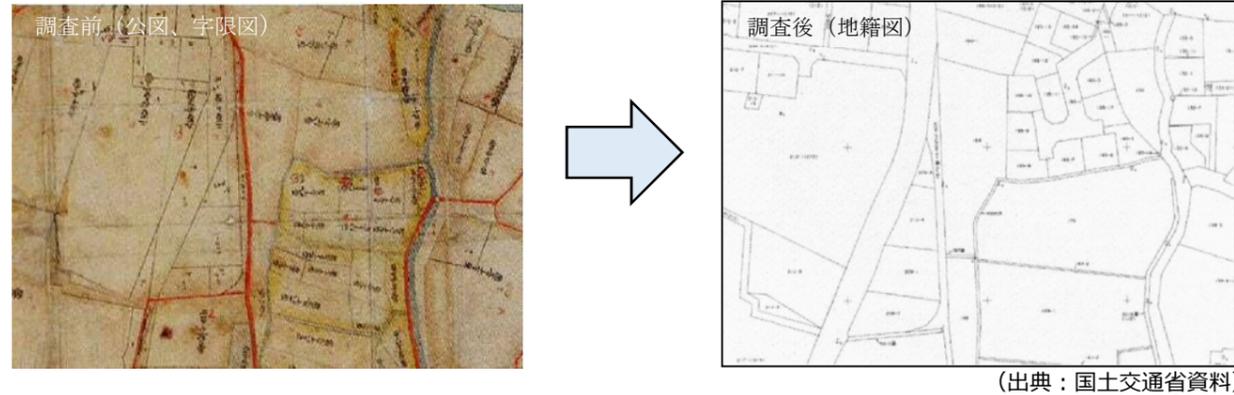
第2期静岡市地籍調査基本計画 概要版



1. 地籍調査とは

地籍調査とは、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく事業で、一筆ごとに土地の所有者、地番及び地目の調査、並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を基に地図及び簿冊を作成するものです。

■地籍調査のイメージ



2. 静岡市の地籍調査

本市の地籍調査は、昭和40年に旧静岡市で着手しました。その後、平成25年に清水区において調査を開始しました。

平成23年の東日本大震災を機に、「安全安心なまちづくりへの気運」が高まったことから、本市でも大規模災害時に迅速な復旧復興に資する地籍調査を進めていくため、平成25年3月に第1期静岡市地籍調査基本計画を策定しました。

その後、「第7次国土調査事業十箇年計画」が閣議決定され、新たな地籍調査の方針や技術が示されたことから、さらなる進歩を図るべく、令和4年2月に第2期静岡市地籍調査基本計画を策定しました。

| 年代 | 地籍調査の取組み |
|--------|---|
| 昭和40年～ | 葵区千代田、内牧、遠藤新田等 |
| 56年～ | 駿河区長田東、下川原、広野、青木等 |
| 平成15年～ | 旧蒲原町 |
| 23年～ | 葵区北安東（官民境界等先行調査） |
| 25年～ | 第1期静岡市地籍調査基本計画策定 ・津波浸水が想定される区域の幹線道路（清水港周辺、静岡海岸地区）を中心に調査 ・国道150号、県道静岡焼津線、市道清水港線等の幹線道路の調査が完了 ・令和4年度第1期計画予定箇所の調査を完了予定 |
| 令和4年2月 | 第2期静岡市地籍調査基本計画策定 |

3. 第2期静岡市地籍調査基本計画の概要

(1) 計画期間：令和4年度から令和11年度（8年間）

基本方針：調査成果を被災後のまちづくり事業に活用し早期復興が実現できるよう、「優先調査地区」を設定し、重点的に地籍調査を進めます。

【優先調査地区の選定条件】

- ① 津波浸水想定区域を優先調査地区に設定
- ② 津波浸水が2mを超えると想定される地区は最優先調査地区に設定

(2) 計画の目標：優先調査地区（津波浸水想定区域）5.87km²の調査完了

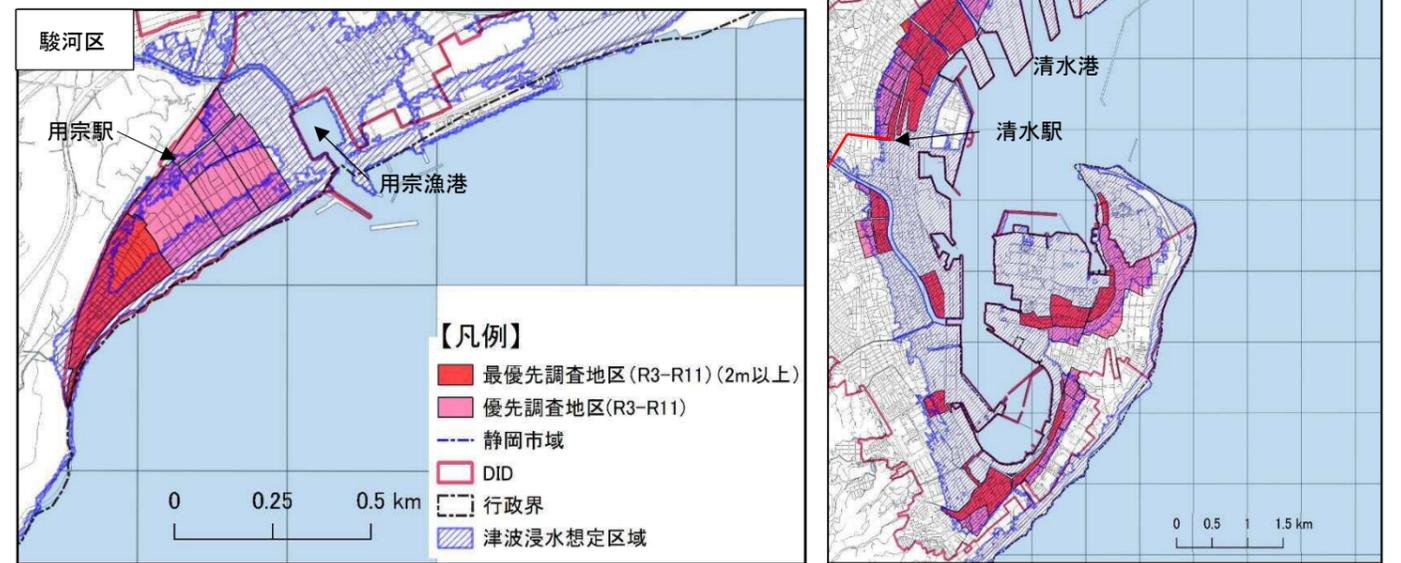
※津波浸水想定区域17.97km²のうち海浜、河川等優先度の低い地区は除く

- (3) 調査手法
- ① 一筆地調査 一筆ごとに調査し、測量する標準的な手法
 - ② 街区境界調査 街区の境界だけを先行して調査し、測量する手法

(4) 地籍調査の効率化：

- ・民間測量の活用（国土調査法第19条5項、6項）
- ・最新技術の効果検討

5. 優先調査地区（駿河区石部、清水区）



6. 地籍調査の作業手順



出典：(国土交通省資料)

7. 地籍調査のメリット

(1) 土地境界をめぐる土地トラブルの未然防止

一筆ごとの土地の境界が土地所有者等の立会いのもとに確認され、その結果が数値データにより記録・保存されるため、将来の境界紛争が未然に防止されます。

(2) 登記手続きの簡素化・費用縮減

地籍調査の成果を現地復元することにより、登記手続きのための境界確認作業がスムーズに行われます。また、登記手続きに要する費用も大幅に縮減される場合があります。

(3) 災害復旧の迅速化

個々の土地境界の位置が地球上の座標値と結び付けられ、成果が数値的に管理されることになるため、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができます。

【URL】

- ・静岡市地籍調査関連のHP
(https://www.city.shizuoka.lg.jp/268_000047.html)
- ・第2期静岡市地籍調査基本計画
(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000146614.pdf>)
- ・第7次国土調査事業十箇年計画
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001345264.pdf>)
- ・静岡県第7次国土調査事業十箇年計画
(https://www.pref.shizuoka.jp/library_documents/kendai7jikeikaku.pdf)

【お問合せ先】

静岡市建設局建設政策課
地籍第1係、地籍第2係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL:054-221-1145、1464

静岡市地籍調査関連のHP →

